

事務連絡  
令和5年5月1日

(一社) 情報通信エンジニアリング協会 御中

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部  
電気通信技術システム課  
審査係長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

平素は、情報通信行政に格別の理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年4月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について」が決定されましたので、別紙のとおりお知らせします。

貴団体におかれましては、本件の趣旨・内容につき御理解いただくとともに、加盟事業者に対して下記について周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(添付資料)

(別紙) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

以上

<本件お問い合わせ先>  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括2班）  
担当者：入野、鈴木、岡島、柴山、伊原  
TEL：03-6257-1309

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

令和 5 年 4 月 27 日  
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなった。

このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和 5 年 5 月 8 日に廃止する。